南インド洋漁業協定

南インド洋漁業協定

締約国は、

南インド洋における漁業資源の適切な管理、長期的な保存及び持続可能な利用に関する共通の関心を有し、また、国際協力を通じてその目的の達成を促進することを希望し、

沿岸国が、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約及び国際法の一般原則に従い、自国の管轄の下に水域を有し、かつ、当該水域内において漁業資源の探査、開発、保存及び管理のため並びに漁獲が影響を及ぼす海洋生物資源の保存のための主権的権利を行使することを考慮し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定及び千九百九十三年十一月二十四日の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の関連規定を想起し、並びに国際連合食糧農業機関がその第二十八回会期において千九百九十五年十月三

十一日に採択した責任ある漁業に関する行動規範を考慮し、

千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定第十七条の規定を想起し、また、この南インド洋漁業協定の非締約国が、この協定に基づいて採択される保存管理措置を適用すること及び当該非締約国の旗を掲げる船舶がこの協定が適用される漁業資源の保存及び持続可能な利用に適合しない漁獲活動に従事することを許可しないことの必要性を想起し、

漁業資源から得られる衡平な利益のため、経済的及び地理的な配慮並びに開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼（しょ）国）及びその沿岸地域の特別な要請を認識し、

一貫性のある保存管理措置を確保するため、沿岸国と南インド洋の漁業資源に利害関係を有する他の全ての国、組織及び漁業主体との間で協力することを希望し、

前記の事項を達成することが、全人類の利益、特に開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼（しょ）国）の特別な利益及び必要性のため、公正かつ衡平な経済秩序の実現に貢献することに留意し、

南インド洋における国の管轄の下にある水域を越える水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用のための多数国間協定を締結することがこれらの目的に最も寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「千九百八十二年条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b)　「千九百九十五年協定」とは、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

(c)　「区域」とは、第三条に定めるところによりこの協定が適用される区域をいう。

(d)　「行動規範」とは、国際連合食糧農業機関によりその第二十八回会期において千九百九十五年十月三十一日に採択された責任ある漁業に関する行動規範をいう。

(e)　「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの協定の効力が生じて

いる国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(f)　「漁業資源」とは、区域内の魚類、軟体動物、甲殻類その他定着性の種族をいい、次に掲げるものを除く。

(i)　千九百八十二年条約第七十七条4に規定する定着性の種族であって、沿岸国の漁業管轄権の対象となるもの

(ii)　千九百八十二年条約附属書Ⅰに掲げる高度回遊性の種

(g)　「漁獲」とは、次のことをいう。

(i)　漁業資源を実際に探知し、若しくは採捕し、又は探知し、若しくは採捕しようとすること。

(ii)　科学的調査を含むあらゆる目的で、漁業資源を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

(iii)　漁業資源の集魚装置又は関連設備（無線標識を含む。）を設置し、探知し、又は回収すること。

(iv)　この(g)に規定する活動を補助し、又は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における作業を除く。

(v)　この(g)に規定する活動に関連し、航空機を使用すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における飛行を除く。

(h)　「漁業主体」とは、千九百九十五年協定第一条3に規定する漁業主体をいう。

(i)　「漁船」とは、漁獲のために使用し、又は漁獲することを意図する船舶（母船その他漁獲操業に直接従事する船舶及び転載に従事する船舶を含む。）をいう。

(j)　「国民」には、自然人及び法人の双方を含む。

(k)　「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の構成国からこの協定の対象となる事項に関する権限（当該事項に関しその構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

(l)　「転載」とは、海上であるか港であるかを問わず、漁船内の全部又は一部の漁業資源を他の船舶に積み卸すことをいう。

第二条　目的

この協定は、締約国間の協力を通じて区域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保す

ること並びにこの協定の締約国であり、かつ、区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼（しょ）国）のニーズを考慮して、区域における漁業の持続可能な発展を促進することを目的とする。

第三条　適用区域

1　この協定は、緯度線及び子午線に沿って次の点を結ぶ線によって囲まれる区域について適用する。ただし、国の管轄の下にある水域を除く。

北緯十度の緯度線のアフリカ大陸に接する点から東に東経六十五度の子午線との交点まで、そこから南に赤道との交点まで、そこから東に東経八十度の子午線との交点まで、そこから南に南緯二十度の緯度線との交点まで、そこから東にオーストラリア大陸に接する点まで、そこからオーストラリアの海岸に沿ってまず南に、次に東に東経百二十度の子午線との交点まで、そこから南に南緯五十五度の緯度線との交点まで、そこから西に東経八十度の子午線との交点まで、そこから北に南緯四十五度の緯度線との交点まで、そこから西に東経三十度の子午線との交点まで、そこから北にアフリカ大陸に接する点まで

2　この協定の適用上、地表の地点、線又は区域の位置を決定する必要がある場合には、当該位置は、国際

地球回転事業が維持する国際地球基準座標系（この座標系は、千九百八十四年の世界測地系（ＷＧＳ84）と実質的な用途が等しいものである。）を用いて決定する。

第四条　一般原則

締約国は、千九百八十二年条約及び国際法に従って協力する義務を履行するに当たり、特に、次の原則を適用する。

(a)　漁業資源の長期的な保存を確保するため、当該漁業資源の持続可能な利用を考慮し、かつ、当該漁業資源の管理のために生態系を重視する取組方法を実施して、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて措置を採択すること。

(b)　漁業資源の持続可能な利用に応じた漁獲活動の水準を確保するための措置をとること。

(c)　十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期し、又はとらない理由としてはならず、行動規範及び千九百九十五年条約に従って予防的な取組方法を適用すること。

(d)　最大持続生産量を実現することができる水準に漁業資源が維持され、及び枯渇した漁業資源が当該水準まで回復するように漁業資源を管理すること。

(e)　漁獲の慣行及び管理措置については、漁獲活動が海洋環境に及ぼすおそれのある有害な影響を最小限にする必要性に十分な考慮を払うこと。

(f)　海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(g)　この協定の締約国であり、かつ、区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の特別な要請を十分に認識すること。

第五条　締約国会議

1　締約国は、この協定の実施に関する事項を検討し、及び関連する全ての決定を行うために定期的に会合する。

2　締約国会議の通常会合は、締約国会議が別段の決定をしない限り、少なくとも年一回、実行可能な範囲で南西インド洋漁業委員会の会合と連続して行う。また、締約国は、必要と認める場合には、特別会合を開催することができる。

3　締約国会議は、その手続規則及びその補助機関の手続規則をコンセンサス方式によって採択し、及び改正する。

4　締約国は、締約国会議の第一回会合において、締約国会議の運営及び任務の遂行のための予算並びにそれに付随する財政規則の採択について検討する。財政規則には、予算に対する各締約国の分担金の額を決定するための基準を定める。当該基準を定めるに当たっては、開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）である締約国の経済的状況を十分に考慮し、かつ、区域における漁獲から利益を得る締約国が予算に対する相応の割当分を負担することを確保する。

第六条　締約国会議の任務

1　締約国会議は、次のことを行う。

(a)　漁業資源の状態（豊度及び開発の水準を含む。）を検討すること。

(b)　漁業資源及び区域に隣接する国の管轄の下にある水域内に存在するストラドリング魚類資源に関し、必要に応じて調査活動（投棄された漁獲物及び漁獲が海洋環境に及ぼす影響に係るものを含む。）を促進し、及び適当な場合には調整すること。

(c)　区域の環境上及び海洋学上の特性、漁獲以外の人間の活動並びに環境要因を考慮して、漁獲が漁業資源及び海洋環境に及ぼす影響を評価すること。

(d)　入手可能な最良の科学的証拠に基づき、海洋の生物の多様性を保全する必要性を考慮して、漁業資源の長期的な持続可能性を確保するために必要な保存管理措置を作成し、及び採択すること。

(e)　漁獲操業の責任ある実施のために一般的に勧告される国際的な最低限度の基準を採択すること。

(f)　科学的及び統計的データの収集及び検証並びに提出、公表、配布及び利用についての規則を作成すること。

(g)　区域に隣接する国の管轄の下にある水域内に存在するストラドリング魚類資源に関する保存管理措置と締約国会議が採択する漁業資源に関する措置とが一貫性のあるものであることを確保するため、締約国間の協力及び調整を促進すること。

(h)　締約国会議が採択する保存管理措置の遵守を確保するため、漁獲活動の監視、規制及び監督に関する規則及び手続（適当な場合には、船舶の監視を含む検証のための制度並びに区域において操業する船舶への乗船及び当該船舶に対する検査に関する規則を含む。）を作成すること。

(i)　違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための措置を作成し、及び監視すること。

(j)　この協定の目的の達成を阻害する活動について、国際法及び適用可能な文書に従い、非締約国の注意を喚起すること。

(k)　漁獲への参加に関する基準及び規則を定めること。

(l)　この協定の目的を達成するために必要なその他の職務及び任務を遂行すること。

2　締約国は、漁獲への参加のための基準（総漁獲可能量又は総漁獲努力量の配分を含む。）を決定するに当たり、特に、国際的な原則（千九百九十五年協定に定める国際的な原則等）を考慮する。

3　締約国は、2の規定を適用するに当たり、特に、次のことを行うことができる。

(a)　締約国に関する年間割当量の配分又は漁獲努力量の制限を設定すること。

(b)　探査及び科学的調査のための漁獲量を配分すること。

(c)　必要な場合には、この協定の非締約国のための漁獲の機会を別に設けること。

4　締約国会議は、特に締約国会議が採択する保存管理措置の締約国及び非締約国による実施に関する情報を考慮しつつ、合意される規則に従うことを条件として、締約国の割当量の配分及び漁獲努力量の制限並びに非締約国の漁獲の機会への参加について検討する。

第七条　補助機関

1　締約国会議は、常設の科学委員会を設置する。同委員会は、締約国会議が別段の決定をしない限り、次の規定に従い、少なくとも年一回、できる限り締約国会議に先立って会合する。

(a)　科学委員会の任務は、次のとおりとする。

(i)　区域の環境上及び海洋学上の特性並びに関連する科学的調査の結果を考慮して、漁業資源に関する科学的な評価及び漁獲が海洋環境に及ぼす影響に関する科学的な評価を実施すること。

(ii)　漁業資源の状態に関する知識を向上させるため、科学的調査における協力を奨励し、及び促進すること。

(iii)　第六条1(d)に規定する保存管理措置を作成するため、締約国会議に科学上の助言を与え、及び勧告を行うこと。

(iv)　漁獲活動の監視に関する措置を作成するため、締約国会議に科学上の助言を与え、及び勧告を行うこと。

(v)　漁業に関するデータの収集及び交換のための適当な基準及び様式について、締約国会議に科学上の

助言を与え、及び勧告を行うこと。

(vi) 締約国会議が決定するその他の科学上の任務

(b) 科学委員会は、助言及び勧告を作成するに当たり、南西インド洋漁業委員会その他関連する研究機関及び地域的な漁業管理のための機関の活動を考慮する。

2 締約国会議は、第六条に規定する措置をとった後は、当該措置の実施及び遵守を検証するために遵守委員会を設置する。同委員会は、手続規則に定めるところに従い、締約国会議の際に会合するものとし、締約国会議に報告し、助言し、及び勧告を行う。

3 締約国会議は、また、この協定の目的の実施に関する事項について研究及び報告を行うために必要な臨時、特別又は常設の委員会を設置すること並びに特定の技術的問題について研究し、及び勧告を提出するための作業部会を設置することができる。

第八条 意思決定

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、実質事項に関する締約国会議及びその補助機関の意思決定は、出席する締約国によるコンセンサス方式によって行う。「コンセンサス」とは、意思決定を行う際

に正式の異議がないことをいう。ある事項が実質事項であるか否かの問題は、実質事項として取り扱う。

2　1に規定する事項以外の事項に関する意思決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で行う。

3　締約国会議により採択された意思決定は、全ての締約国を拘束する。

第九条　事務局

締約国会議は、次の任務を遂行するため、事務局としての役務の遂行又は事務局の設置のための取決めについて決定する。

(a)　この協定の運用規定の実施及び調整（締約国会議の公式報告書の編集及び配布を含む。）

(b)　締約国会議及びその補助機関の完全な議事録並びにこの協定の実施に関する他の公文書の完全な記録の維持

(c)　締約国会議が決定するその他の任務

第十条　締約国の義務

1　締約国は、区域内における自国の活動に関し、次のことを行う。

(a)　この協定並びに締約国会議が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施すること。

(b)　締約国会議が採択する措置の実効性を確保するため、適当な措置をとること。

(c)　漁業資源に関する科学的、技術的及び統計的データを収集し、及び交換し、並びに次のことを確保すること。

(i)　効果的な資源評価を容易にするための十分に詳細なデータを収集し、かつ、締約国会議が採択する規則に定める要件を満たすためにデータを適時に提供すること。

(ii)　当該データの正確性を検証するための適当な措置をとること。

(iii)　統計的及び生物学的データ及び情報その他のデータ及び情報であって締約国会議が決定するものを毎年提供すること。

(iv)　締約国会議が採択する保存管理措置を実施するためにとる措置に関する情報を適時に提供すること。

2　締約国は、この条の規定に従ってとった実施措置及び遵守措置（違反に対して課した制裁を含む。）についての報告を締約国会議が利用可能なものとし、並びにこの協定の締約国である沿岸国の場合には、区

域に隣接する自国の管轄の下にある水域内に存在するストラドリング魚類資源に関してとる保存管理措置についての報告を締約国会議が利用可能なものとする。

3　締約国は、旗国の第一義的な責任に影響を及ぼすことなく、最大限度可能な範囲で、区域において漁獲を行う漁船であって、自国民及び自国民が所有し、又は運航するものによるこの協定及び締約国会議が採択する保存管理措置の遵守を確保するため、措置をとり、又は協力する。

4　締約国は、他の締約国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国民又は自国民が所有し、若しくは運航する漁船によるこの協定又は締約国会議が採択する保存管理措置に対する重大な違反（千九百九十五年協定に規定するもの）の容疑について最大限度可能な範囲で調査する。回答（当該違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。）は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請のあった後二箇月以内に、全ての締約国に提供する。調査の結果に関する報告は、調査が終了した時に、締約国会議に提供する。

第十一条　旗国の義務

1　締約国は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　区域において操業する自国の旗を掲げる漁船がこの協定及び締約国会議が採択する保存管理措置を遵守すること並びに当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないこと。

(b)　自国の旗を掲げる漁船が区域に隣接する他国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないこと。

(c)　自国の旗を掲げ、かつ、区域において漁獲を行う漁船のための衛星による船舶監視システムを開発し、及び実施すること。

2　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、自国の一又は二以上の適当な当局が許可を与えない限り、当該漁船が区域において漁獲に使用されることを認めない。

3　締約国は、次のことを行う。

(a)　この協定及び国際法に基づく自国の旗を掲げる船舶に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を国の管轄の下にある水域を越える水域における漁獲に使用することを許可すること。

(b)　自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、漁業資源を漁獲することを許可された漁船を記載する漁船記録

を保持し、及び全ての当該漁船について、締約国会議が特定する情報が当該漁船記録に記載されることを確保すること。締約国は、締約国会議が合意する手続に従い、この情報を交換すること。

(c) 締約国会議が決定する規則に従い、区域における自国の漁獲活動の報告を締約国会議の年次会合において利用可能なものとすること。

(d) 区域において操業する自国の旗を掲げる漁船による漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ（特に、船舶の位置、保持された漁獲物、投棄された漁獲物及び漁獲努力量に関するデータ）を適時に収集し、及び共有すること。その際、適当な場合には、関連する国内法令の適用に関係するところにより、データの秘密性を保持すること。

(e) 他の締約国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国の旗を掲げる漁船によるこの協定又は締約国会議が採択する保存管理措置に対する重大な違反（千九百九十五年協定に規定するもの）の容疑について、最大限度可能な範囲で調査すること。回答（当該違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。）は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請のあった後二箇月以内に、全ての締約国に提供すること。調査の結果に関する報告は、調査が終了した

時に、締約国会議に提供すること。

第十二条　寄港国の義務

1　この協定に従って寄港国である締約国がとる措置については、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置を国際法に従ってとる寄港国の権利及び義務を十分に考慮する。寄港国である締約国は、当該措置をとる場合には、いずれの国の漁船に対しても法律上又は事実上の差別を行ってはならない。

2　寄港国である締約国は、次のことを行う。

(a)　漁船が当該締約国の港又は沖合の係留施設に任意に寄港する場合には、締約国会議が採択する保存管理措置に従い、特に、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査すること。

(b)　漁船内の魚類が、締約国会議が採択する保存管理措置に合致する方法により漁獲されたものであることを認めない限り、当該漁船に関する陸揚げ若しくは転載を許可しないこと又はサービスを提供しないこと。

(c)　漁船が当該締約国の港又は沖合の係留施設に任意に寄港し、かつ、当該漁船の旗国がこの協定及び締

約国会議が採択する保存管理措置の遵守を確保するため当該締約国に対して援助の提供を要請する場合には、合理的に実行可能な限り、当該締約国の国内法及び国際法に従い、当該旗国に援助を提供すること。

3　寄港国である締約国は、自国の港又は沖合の係留施設を使用する他の締約国の船舶がこの協定の規定又は締約国会議が採択する保存管理措置に違反したと認める場合には、関係する旗国及び締約国会議の注意を喚起する。当該寄港国である締約国は、当該旗国及び締約国会議に対し、その事案についての十分な資料（検査の記録を含む。）を提供する。

4　この条のいかなる規定も、締約国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及ぼすものではない。

第十三条　開発途上国の特別な要請

1　締約国は、漁業資源の保存及び管理並びに当該漁業資源の持続可能な開発に関し、区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼（しょ）国）の特別な要請を十分に認識する。

2　締約国は、特に、次の事項を認識する。

(a)　区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）であって、漁業資源の利用（自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む。）に依存するもののぜい弱性

(b)　自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者及び漁業労働者に対する悪影響を回避し、並びにこれらの者による漁場の利用可能性を確保する必要性

(c)　締約国会議が採択する保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）に直接又は間接に転嫁されないことを確保する必要性

3　この協定に基づき及び海洋生物資源の管理に関与する他の小地域的又は地域的な機関を通じて締約国が行う協力には、次のことを目的とする措置を含めるべきである。

(a)　区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）が漁業資源を保存し、及び管理する能力並びに漁業資源に関する自国の漁場を開発する能力を高めること。

(b)　区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）が漁業資源を対象とする漁業に参加することができるように、当該開発途上国を援助すること（この協定に従って漁業への参

加を容易にすることを含む。）。

4　この条に定める目的のための区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助及び技術移転の提供並びに次の事項を対象とする活動を含めるべきである。

(a)　区域に隣接する国の管轄の下にある水域内に存在する漁業資源及びストラドリング魚類資源の保存及び管理（漁場のデータ及び関連情報の収集、報告、検証、交換及び分析を含めることができる。）の改善

(b)　漁獲活動が海洋環境に及ぼす影響に関する情報の収集及び管理の改善

(c)　資源評価及び科学的調査

(d)　監視、規制、監督、遵守及び取締り（地方の段階における訓練及び能力の開発、国の及び地域的なオブザーバー計画の作成、これらの計画に対する資金供与並びに技術取得の機会を含む。）

(e)　締約国会議及びその補助機関の会合並びに紛争解決への参加

第十四条　透明性

1　締約国は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。

2　区域に隣接する国の管轄の下にある水域を有する沿岸国であって、この協定の締約国でないものは、オブザーバーとして締約国会議及びその補助機関の会合に参加する権利を有する。

3　この協定の非締約国は、オブザーバーとして締約国会議及びその補助機関の会合に参加する権利を有する。

4　この協定の実施に関連する事項に関心を有する政府間機関（特に、国際連合食糧農業機関、南西インド洋漁業委員会及び区域に隣接する公海の水域について権限を有する地域的な漁業管理のための機関）は、オブザーバーとして締約国会議及びその補助機関の会合に参加する権利を有する。

5　この協定の実施に関連する事項に関心を有する非政府機関の代表は、オブザーバーとして、又は締約国会議が決定する他の資格で、締約国会議及びその補助機関の会合に参加する機会を与えられる。締約国会議及びその補助機関の手続規則は、そのような参加について定める。当該手続規則は、当該会合への参加に関して不当に制限的であってはならない。

6　オブザーバーは、締約国会議が採択する手続規則（秘密の取扱いに係る要件に関するものを含む。）に

従い、適当な情報を適時に入手することができる。

第十五条　漁業主体

1　漁業主体は、その船舶が区域において漁業資源の漁獲を既に行っている場合又は当該漁獲を行う意図を有する場合には、この協定が効力を生じた後、締約国会議が定める手続に従い、締約国会議の議長に対し書面を送付することにより、この協定に定める条件に拘束される旨の確たる約束を表明することができる。この約束は、当該書面の受領の日から三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、締約国会議の議長に宛てた書面による通告を行うことにより、当該約束を撤回することができる。撤回の通告は、締約国会議の議長がその通告を受領した日から九十日で効力を生ずる。

2　この協定に定める条件に拘束される旨の約束を表明した漁業主体は、締約国会議が採択する手続規則に従い、締約国会議及びその補助機関の会合に参加し、並びに意思決定に参加することができる。第一条から第十八条まで及び第二十条2の規定は、当該漁業主体について準用する。

第十六条　他の機関との協力

この協定に基づき共同して行動する締約国は、他の国際的な漁業機関及び関連する組織（特に、南西イン

ド洋漁業委員会及び区域に隣接する公海の水域について権限を有する他の地域的な漁業管理のための機関）と共通の関心事項について緊密に協力する。

第十七条　非締約国

1　締約国は、この協定の非締約国の旗を掲げる船舶が締約国会議が採択する保存管理措置の実効性又はこの協定の目的の達成を損なう活動を行うことを抑止するため、この協定、千九百九十五年協定及び国際法に適合する措置をとる。

2　締約国は、この協定の非締約国の旗を掲げる漁船であって、区域において漁獲操業に従事するものの活動に関する情報を交換する。

3　締約国は、この協定の非締約国の国民又は当該非締約国の旗を掲げる船舶によって行われた活動が、締約国会議が採択する保存管理措置の実効性又はこの協定の目的の達成を損なうと認める場合には、当該非締約国の注意を喚起する。

4　締約国は、締約国会議が採択する保存管理措置を区域における全ての漁獲活動に適用することを確保するため、区域において漁獲を行う船舶を有するこの協定の非締約国に対して、当該保存管理措置の実施に

ついて十分に協力するよう単独又は共同で要請する。協力的な非締約国は、関連する漁業資源に関する保存管理措置の遵守についての約束及びその遵守の記録に応じて、漁業への参加による利益を享受する。

第十八条　信義誠実及び権利の濫用

締約国は、この協定に従って負う義務を誠実に履行するものとし、また、この協定によって認められる権利を権利の濫用とならないように行使する。

第十九条　他の条約との関係

この協定のいかなる規定も、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十条　解釈及び紛争の解決

1　締約国は、紛争を友好的な方法によって解決するため、最善の努力を払う。当該紛争は、いずれかの締約国の要請により、千九百八十二年条約第十五部第二節に規定する紛争解決の手続（当該紛争が一又は二以上のストラドリング魚類資源に関するものである場合には、千九百九十五年協定第八部に規定する手続）に従って、拘束力を有する決定に付することができる。千九百八十二年条約及び千九百九十五年協定

の関連部分は、紛争当事者がこれらの条約又は協定の締約国であるか否かを問わず、適用する。

2　この協定に定める条件に拘束される旨の約束を表明した漁業主体が関係する紛争を友好的な方法によって解決することができない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、常設仲裁裁判所の関連する規則に従い、最終的で、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

第二十一条　改正

1　締約国は、締約国会議の通常会合の少なくとも六十日前に改正案を寄託者に提出することにより、この協定の改正を提案することができる。寄託者は、当該改正案の写しを他の全ての締約国に速やかに送付する。

2　この協定の改正は、全ての締約国がコンセンサス方式によって採択する。

3　この協定の改正は、改正が承認された時の全ての締約国が当該改正についての批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した後九十日で効力を生ずる。

第二十二条　署名、批准、受諾及び承認

1　この協定は、二千六年七月七日から十二箇月の間、次のものによる署名のために開放しておく。

(a)　南インド洋漁業協定に関する政府間協議に参加する国及び地域的な経済統合のための機関

(b)　区域に隣接する水域に対する管轄権を有する他の国

2　この協定は、署名国によって、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3　批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第二十三条　加入

1　この協定は、署名のための期間の終了後は、前条1に規定する国又は地域的な経済統合のための機関及び漁業資源に関する漁獲活動に関心を有する国又は地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。

2　加入書は、寄託者に寄託する。

第二十四条　効力発生

1　この協定は、四番目の批准書、受諾書又は承認書を寄託者が受領した日から九十日で効力を生ずる。ただし、寄託者が受領した四の文書には、区域に接する二以上の沿岸国が寄託した文書を含む。

2　この協定は、その効力発生の後にこれを批准し、受諾し、又は承認する署名国については、批准書、受

諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

3　この協定は、その効力発生の後にこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、加入書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

第二十五条　寄託者

1　この協定及びその改正の寄託者は、国際連合食糧農業機関事務局長とする。寄託者は、この協定の認証謄本を全ての署名国に送付し、及び国際連合憲章第百二条の規定に従って、この協定を国際連合事務総長に登録する。

2　寄託者は、この協定の全ての署名国及び締約国に対し、第二十二条及び第二十三条の規定に基づく署名及び批准書、加入書、受諾書又は承認書の寄託並びに前条の規定に基づくこの協定の効力発生の日を通報する。

第二十六条　脱退

締約国は、自国についてこの協定が効力を生じた日から二年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことによりこの協定から脱退することができる。寄託者は、直ちに、全ての締約国

に対してその脱退を通報する。脱退の通告は、寄託者がこれを受領した日から九十日で効力を生ずる。

第二十七条　終了

この協定は、脱退の結果として締約国の数が三未満となる場合には、その時に自動的に終了する。

第二十八条　留保

1　この協定の批准、受諾又は承認については、留保を付することができる。留保は、この協定の全ての締約国による全会一致の受諾が得られた場合においてのみ効力を生ずる。寄託者は、直ちに、全ての締約国に対していかなる留保についても通報する。その通報の日から三箇月以内に回答を行わなかった締約国は、当該留保を受諾したものとみなす。当該留保を付した国又は地域的な経済統合のための機関は、全ての締約国による当該留保の受諾が得られない場合には、この協定の締約国となることができない。

2　1の規定は、国が主権又は領土及び海洋に対する管轄権を行使する権利を主張する領土及び周囲の海域によって取得する締約国としての地位に関し、当該国又は当該国を代表する地域的な経済統合のための機関が留保を付することを妨げるものではない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年七月七日にローマで、ひとしく正文である英語及びフランス語により作成した。